

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令案及び地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令案の概要について

1. 趣旨

- 「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続（注：「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの」が「見直し対象手続」と定義されている。）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされている。
- これを踏まえて、地方公務員等共済組合法施行規則（昭和37年自治省令第20号）及び地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）において、組合員や事業者等に対して、押印を求めている手続について、組合員や事業者等の押印等を不要とする改正を行う。

2. 内容

地方公務員等共済組合法施行規則及び地方公務員等共済組合法施行規程において、組合員や事業者等に対して、押印を求めている手続について、押印等を不要とするための規定の見直しを行う。

3. 根拠規定

- 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第146条等

4. 施行期日等

公布日：令和2年12月下旬（予定）

施行日：公布の日